

確定申告・住民税・国保税の申告は正しくお早めに

期間は2月16日(火)～3月15日(月)まで

平成21年分 確定申告 ～ご自分のパソコンで申告書等の作成ができます～

平成21年分の所得税の確定申告の相談および申告書の受付は、2月16日(火)から3月15日(月)までです。申告書はご自分で作成して、できるだけお早めに提出してください。

所得税の確定申告とは

所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続です。

徳島税務署の申告相談会場は「アスティとくしま」です！

☆申告相談会場は、アスティとくしま（徳島市山城町東浜傍1）3階第2特別会議室です。

☆期間：2月1日(月)～3月15日(月)

（土・日・祝日を除く。ただし、2月21日および2月28日の日曜日は確定申告の相談・申告書の受付を行います。）

☆受付時間：午前9時～午後4時まで（午後4時以降は受付できません。）

☆この期間、徳島税務署庁舎内には、申告相談会場を設けておりません。

☆アスティとくしまの駐車場については、有料（1日200円）となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

申告書等の作成は、「確定申告書等作成コーナー」で！

☆国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

☆作成したデータは、印刷して書面により提出することができるほか、電子申告（e-Tax）を利用して提出することもできます。

☆ご自身で計算をされる場合にお使いいただくと便利な「所得税の確定申告の手引き」や申告書用紙等は、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードすることもできます。

申告書の作成は 国税庁ホームページの 確定申告書等作成コーナーで!!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

「e-Tax」を利用する方にもおすすめ！

「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、e-Tax（電子申告）を利用して提出できます。

「e-Tax」を利用して申告すると…

① 最高5,000円の税額控除

平成21年分の確定申告を本人の電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます（平成19年分または平成20年分の確定申告でこの控除を受けた方は、受けられません）。

③ 還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は、早期処理しています（3週間程度に短縮）。

② 添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出または提示を省略することができます（確定申告期限から3年間、書類の提出または提示を求められることがあります）。

e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要です）、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

国税庁ホームページ www.nta.go.jp

確定申告

検索

※パソコンの環境などにより、ご利用いただけないことがあります。

詳しくは、徳島税務署（徳島市幸町3丁目54番地 ☎088・622・4131）まで。